

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年9月4日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 佐々木 一夫（千葉地方裁判所刑事第3部判事）

裁判官 林 啓治郎（千葉地方裁判所刑事第3部判事）

裁判官 小川 一希（千葉地方裁判所刑事第3部判事補）

検察官 宮地 裕美（千葉地方検察庁検事）

検察官 横山 亜希子（千葉地方検察庁検事）

弁護士 北原 賢一（千葉県弁護士会所属）

弁護士 中野 智輔（千葉県弁護士会所属）

1番 裁判員経験者 女

2番 裁判員経験者 男

3番 裁判員経験者 女

4番 裁判員経験者 女

5番 裁判員経験者 男

6番 裁判員経験者 男

7番 補充裁判員経験者 男

8番 補充裁判員経験者 女

議事要旨

別紙のとおり

【司会者】 それでは、時間になりましたので、本日の意見交換会のほうを始めさせていただきます。

裁判員、補充裁判員の経験者の皆様方には、今日はお忙しい中、お越しいただきましてまことにありがとうございます。

私、刑事3部で裁判長を務めております佐々木と申します。どうぞよろしく願いいたします。今日のこの会の司会進行を務めさせていただきます。

このように、裁判員、補充裁判員の経験者の方々にお集まりをいただき、そして意見交換をさせていただく、こういう会は千葉を含めまして全国の裁判所で定期的に行われております。

御承知のとおり、平成21年の5月から裁判員制度というのは始まりまして、今年の5月で丸4年になりました。そして、5年目に突入しているということになります。

制度として、どういうところを見直したらいいのかというような議論もされておりますけれども、その一方で、制度を運用している法律家、我々になるわけですが、法律家はきちんと制度趣旨に沿った裁判を実際に行えているのかどうかということが、絶えずこれまで言われてきました。

今後のこの制度の運用、あるいは審理の在り方というのを考えていく上では、裁判員、補充裁判員を経験された皆さん方から率直な御意見とか、あるいは御感想を伺うということが何物にも代えがたいということで、こういう会を開かせていただいているという次第であります。

ですから、本日は、ぜひとも忌憚のないところをおっしゃっていただければというふうに思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

早速、自己紹介あるいは全体的な感想を伺うというところから始めたいと思うのですが、その前に、まず本日出席させていただいております法曹三者、裁判官、検察官、弁護士から簡単ですけど自己紹介をさせていただきたいというふうに思います。皆様方にはその後にお話を伺い始めようかなというふうに思っております。

す。

早速私からですけれども、先ほど言いました刑事3部というところに所属をしております佐々木です。

昨年の4月に千葉に転勤でやってまいりまして、千葉ではこれまで24件ぐらいの事件を担当してまいりました。前任地は名古屋でやはり同じような仕事をしてまいりましたので、名古屋と比較してやはり千葉は事件が多いなというのが率直な感想であります。多くの事件を担当してだんだん年数たってきますと、だんだん自分の中で慣れが出てきてしまっていて、制度が始まったころの緊張感であるとか、あるいは細かいところまでのいろいろな配慮、こういったものが欠けてきているのではないかなというふうに、自分自身不安を感じつつあるようなところでもあります。

ですから、本日は、皆様方から御意見をいろいろお伺いをして、自分の身を引き締めるとともに、今後の裁判に活かしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、まず裁判官のほうからいきましょうか。

【林裁判官】 林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

刑事3部で、佐々木裁判長の合議体で陪席の裁判官を担当しています。裁判官の仕事始めて11年がたとうとしておりまして、その中で裁判員裁判は、昨年の春、平成24年の4月から担当するようになりまして、約1年半という期間の経験です。

1年半という期間ですので、今日いらっしゃった皆さん方の御経験された事件を見渡しますと、私自身も同じジャンル、同じ分野、トピックの経験をしましたという事件も中にはありますし、そういった事件は、今後自分の行ったことも振り返りつつ活かしていきたいと思えますし、逆に、私自身まだ1年半の中で、経験したことがないというトピック、ジャンル、論点の事件も今日いらっしゃる皆さんの御経験の中には入っております。そういった事件については、初めて今後そういった事件を担当することになったときに、今日のお話を思い出して担当していきたいと思っております。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【小川裁判官】 刑事3部で左陪席を務めています小川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、去年の1月に裁判官に任官しまして、千葉で刑事裁判，裁判員裁判はこれまで大体二十数件，担当させていただいております。

常にわかりやすい裁判で，裁判体は皆さんが納得できる充実した評議だとか判決というのができるように目指して努力しているところですが，最近はいろいろ新聞でもわかりやすさが落ちてきているんじゃないかとか，そういった報道がされるところで，なかなかいろいろ裁判員裁判もかなり関心が高まっているところだと思いますので，本日は，皆さんから忌憚のない意見をいただいて，今後の執務に活かしていければなというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会者】 そして，検察庁いいですか。お二人いらっしゃっています。

【宮地検察官】 検察庁の宮地と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

私は，今年の4月にこの千葉のほうにまいりまして，それまでは2年間広島の方で同じように裁判員裁判を担当しておりました。

裁判員裁判始まってもう4年たちますけれども，4年たったからこそ，また新しい問題というのがいろいろ出てきていると思っているところでございます。また，本日はその点に関しても皆様の意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【横山検察官】 同じく検察庁の横山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私はまだ検察官になって4年程度でして，まだまだ経験の浅い検察官なのですが，前任地が福岡県で，福岡県でもこのような裁判員を御経験の方とお話しをする機会をいただきました。その際とても忌憚のない御意見をいただいて，裁判員の方々が私たち検察官あるいは弁護人の一挙手一投足をよくごらんいただいている

のだなというのを感じたところです。

今日も、ぜひ勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会者】 それでは、弁護士会から弁護士さんお二人いらっしゃっています。

【北原弁護士】 千葉県弁護士会に所属しております、弁護士の北原と申します。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

私はまだ弁護士になってまだまだ経験も浅くて、実は裁判員裁判というのはまだ経験している数も1件だけでございます。ただ、委員会等の活動を通じて、裁判員の運用について習熟していきたいという気持ちでやっております、昨今弁護人側の裁判員裁判における主張、立証の力量が不足しているのではないかという辛辣な意見もよく耳にするところでございます。

今日伺った意見をフィードバックして、私だけではなくて、千葉県弁護士会の弁護人として充実した活動ができるように勉強させていただきたいと思ひます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

【中野弁護士】 千葉県弁護士会所属の弁護士の中野と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

私は昨年12月に弁護士の登録をしまして、まだ弁護士に成りたての状態にして、裁判員裁判のほうもまだ実際に公判のほうは経験をしていないということになりますけれども、裁判員裁判のわかりやすい弁護活動をしようという委員会のほうに所属してまして、本日は皆様の意見を聞いてそのような活動のほうにも活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会者】 では、引き続いて皆様方のほうからもお話を伺いたいと思ひます。

話題事項の一つ目ということになるわけですが、御自分の担当された事件がどんな事件だったのかということをお簡単に御紹介いただいて、それで経験されてどんな感想を持たれたのか、全体的なところからまずはお伺ひをしたいと思います。

また、裁判員、補充裁判員を御経験されたその後、後のことなのですが、

周囲の人たちがどういう反応だったのかとか、あるいは御自身が経験された後、どういう御様子なのかといったところも、もしお伺いできればというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

ではまず、いつも多分評議の際とかもそうだったかと思えますけれども、1番の方からよろしいですか。お願いします。

【1番】 去年の11月に行われた裁判で、事件当時19歳だった少年二人による傷害、恐喝、強盗致傷という3件の事件について五日間裁判員を務めさせていただきました。

初め、まさか自分が裁判員に選ばれるとは思っていなかったもので、初日はもう緊張と動揺でいっぱいだったことを覚えています。そんな中で、会議室での裁判官の方々との会話や、お菓子や飲み物なども用意していただいていた、素人の私たちが少しでもリラックスして裁判に臨めるよう心配りをしていただいているのを感じながら、結果として五日間はとても充実した貴重な体験となりました。

また、裁判員経験後は、それまでは悪いことをしたら罰せられる、それが当たり前だと単純にそう思っていたことが少し変わりました、マスコミには報道されないさまざまな状況が事件の中にはあるんだと知り、日々報道される事件について多角的にいろいろなことを想像なのですけれども、考えられるようになりました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

続いて、2番の方、お願いします。

【2番】 私の場合は、覚せい剤の取締法違反ということで行いました。

実際どういうふうにしてきたのかとか、新聞あるいはテレビ等で放映されていますけれども、こういうふうにしてきたのかというのを実際に見て、なるほどな、あるいは持ち込んだその方の経済状況ですか、どういうふうな状況だったのかということも聞かされ、やはり文化とかその生まれ育った価値観の違いによって、こういうふうにして染めてしまうんだなということを実際に経験しましたね。

また、この裁判員制度に参加して、いろいろ聞かれたりなんかしたこともありま
すけれども、どういう内容だったとかどうだったとか、そういうのを聞かれました
けれども、ごく一部だけです。こういうのだったよという簡単な説明だけで終わ
りにさせていただきました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、3番の方、どうぞ。

【3番】 去年ですね、介護疲れからお母さんを殺してしまって、その後自分も
自殺を図ったのですけれども生き残ってしまったという方の裁判でした。

まず最初に、抽選というか何回か段階があって、最終的に選ばれてという形で入
っていったのですけれども、この裁判所に来るまでは、もっと傍観者的な立場で、
例えば本職の人たちが話し合うのをチェックしていくのかなと思っていたのですけ
れども、そうじゃなくて、自分が本当にどう思ったのか、この証拠についてどう思
ったのかということ、あんなに能動的に考えなければいけないということは、そ
の場になってみなければわからなかったもので、結構1日目はびっくりしてしまいま
して、やはり一応近いところの友人とか身内には、そういった経験についてお話を
しているのですけれども、みんなやっぱりびっくりしていて、そんなに頭を使うの
かと。でも、逆に言いますと、本当にその場で何日間かお話をしていて、プロであ
る裁判官の方たちも、私たちと同じような感覚で迷ったり悩んだりするんだという
ことをすごく感じまして、非常にプロの方たちというのは全く別世界みたいな形で
そういう判決をしているんだとずっと思い込んでいたのですけれども、すごく生身
の感覚があるんだということを知って、日本の法曹というのですか、それがすご
くいいなというふうに思うことができました。

その後、例えば裁判員やったことがあると言うと驚いて、余りいないので、どう
だったというふうに聞かれることがあるのですけれども、私は自分ですごくいい感
覚というか、いい印象だったので、臆さずびびらずに受けたほうがいいよというふ

うに、もし聞かれたときは答えるようにしてきました。

この裁判員で映像を見て、すごくトラウマになってしまったという、そういう報道があって、そのときもいろいろと、やっぱり大変だよねとかというふうに言われたりとか、ネット上とかでもそういうことが書かれているのを見ると、そんな距離を置いてひとりで悩むのではなくて、いろいろなサポート態勢があるのだから、そういうのをもうちょっと利用したらいいのになというふうに思いました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

今、お話に出ましたことで、証拠の内容にも関することですので、この後のテーマの中でも少しお伺いできればなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、4番の方、お願いします。

【4番】 1月に傷害と強盗の事件でこの裁判所に来させていただいて、偶然にも5番の方が一緒に裁判員として来たのですけれども、全くこういう場所に来るのも初めてですし、正直なところ私が何でこの裁判員に選ばれたのかとても不思議で、皆さんにどうしてあなたがなったの、どうしてってみんなに聞いたら、どうしてなんだか知らないけど抽選らしいよというふうに言って、やっぱり皆さん興味をもってどんなふうだったかを聞かれたんですけれども、私はこの五日間を経験して、大分社会のいろいろな裁判の制度とか審議の過程とかその判決について、今まで正直、生きていたところ無関心だったのですけれども、新聞の記事とか判決内容のその何年とか、いろいろな記事を読むようになったのですね。全く別世界のことだと思っていたのが、この裁判員を通して、自分のことではないですけれども、判決に対する重要性というか、この私たち裁判員の1票でその何年かとか、私の場合もう有罪が確定していたのですけど、その何年かを決める年もちょっといろいろ意見が割れて、私たちの素人の裁判員の1票がそこに加わっているということがすごい、こんな私たちの素人はそういうことに参加していいんだろうかと、ただ意見を聞くだけ

で、専門の方が判決してくださってもいいんじゃないかとかいろいろ思ったのですけれども、この裁判員の制度というのは、皆さんの意見を聞くということなので、すごくいいことだなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、次に5番の方、お願いいたします。

【5番】 今、話がありましたように4番の方と実は一緒だったのですね。久しぶりにお会いしたのですけれども。番号で呼び合うというスタイルをとらせていただいて、正直4番の方のお名前も私もわかりません。どこに住んでいるかもわからない。そういう中で、いろいろな意見を交換するのはいい経験だったなというふうに思っています。裁判の概要は今、御説明ありましたので、参加した感想ということですね。

非常に身近に、この裁判所とか裁判官の方、あるいはそれこそテレビでしか拝聴しない検察官の方とか、弁護士の方なんて正直言って今まで全然縁がなかった方が目の前に見る、接するということがいい機会だったなというふうに感じます。

ただ、人が人を裁くという責任感というのは強く感じました。日頃のこの裁判の判決とかその辺を聞くと、今までと違って関心を非常に持つようになって、あれ、そんなことなんだというふうに、非常にちょっと今まではさーっと流していたところが、ちょっともう少し深く読み取るように感じたのかなと思います。

特に犯罪に関しては、非常に強い怒りを覚えたりするようなことも、自分自身ちょっと変わったのかなと思ってます。ただ、今回非常に、4番の方に申しわけないのですけれども、私も皆さん最後にはおっしゃったのですけれども、補充裁判員の方は非常に若い方、20代の方だったのですけれども、40代後半の方から50代60代と非常に年配の方の裁判員だったので、できれば若い方も参画されたらなというふうに、ほかの裁判員がどうなのかわかりませんが、ちょっと感じた次第です。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

続いて、6番の方、お願いします。

【6番】 私の場合は、外国から成田のほうに来まして、ヤクですね、薬。これを腹の中に入れていてそのまま見つかった例なんです。この人は外国人なんですよ。それで、この人の子どもさんがどこかにいるらしいんですよ。それでお金を欲しいためにこれをやったというような事件なんです。私どものほうで、検察さんのほうで、10年とか400万とか何百万という金をやっていたけど、それぞれ最後に7年、350万と、ここでとまりました。

子どもをやるために無理をして腹の中に入れて薬を運ばないとお金は手に入らないのか。日本というのは何ていいところだと。逆に考えると。日本じゃないところで腹の検査なんかしますか。エックス線がようやく、エックス線以上のものができたからこうやってやれるのであってね。

今回のこのヤクに関してじゃなく、審判制度に関しては、それぞれやっていいこととやって悪いことがあるんです。それぞれの人が本当にそのことを考えているのかどうか。その目の前だけで状況を見て、これはこうだこれはこうだというふうに頭の中で考えているのか、それとも前から考えていたところがこうだったんだ、ああだったんだ、じゃあこれ決めようというような考えですね。こういう考えがあつていいと思うんですよ。それぞれ自分で考えると、その場その場じゃなく、いわゆる今日やった裁定がまたあした起こるかもしれない、あさって起こるかもしれない、恐らくこれは一生ずっと残ると思うのですよね。このあれは。それぞれの裁判として。

以上です。

【司会者】 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続いて7番の方、お願いします。

【7番】 私が担当したのは、当時未成年だった方が、窃盗、傷害致死とを行った裁判でございました。

感想としましては、選ばれたときに、自分に正確な判断が下せるのかどうかというところは心配だったのですけれども、私は年配者から若い方までいっぱいいらっしやったので、その中でいろいろな話を聞きながら、正解はないですけど最適な判断を下せるよう、お話ができるように努めていました。

事件の話を聞いて、裁判の中では実況見分のような形というのですか、事実確認が七、八割。被害者の方の心情というのが途中途中で話を聞いて一、二割というところだったので、僕としては、もうちょっと事件を起こした方の心情というところを聞いてみたかったなというところはありませんけど、ほぼ事実確認というところで、事件の内容をどこまで話していいのかわからないのですけれども、何発殴った、どのような形で殴ったというところ、そういったところで注視していた裁判だったかなと思いました。

感想としまして、最後に判決下すところ、そこってやっぱり何か人として正解がないとは思うのですけれども、強く発言する人に流されちゃっているような傾向があったような形があったので、みんなが考えている中で、こうこうこうだからこれはこうすべきだと強く発言した方にだんだん流されていっているような感じがしたというところがあったような気がしたので、そこのところをもうちょっと、すごい弱気な発言の方にもきちんと酌み取ってあげたりとかしたら、もっといい、みんなが納得できるような結果に終わったんじゃないのかなと思いました。

裁判員裁判、裁判を終えて、周りの方にどうだったという話は聞かれましたけど、裁判員になったことすらも本当は言っちゃいけないんじゃないのというのが結構誤解されている方いらっしやったので、全てにどこまで話していいかとかそういう説明するのも時間を要するので、もうちょっとそういうところ、国民のみんなが一言でわかるぐらい浸透していれば、もっとスムーズに理解してくれるんじゃないのかなと思いました。

会社のほうは、有給を使わずに特別ということで休みをくださったので、それに関しては感謝しております。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

では、最後に8番の方、お願いします。

【8番】 私は、23年に柏市で起きた当時2歳の男の子が餓死をしたという、そういう事件でした。

まず最初に、この裁判員裁判になったときに、補充裁判員でしたけれども、まず裁判長が女の方だったんですね。まずそれに驚きました。それで、検察官の方とか裁判官の方とか、もう人格的にすばらしくてそれに感動しました。特に検察官の方は目が鋭くて、絶対悪は見逃さないという、そういう何か強いイメージで、日頃私たちは普段俳句に行ったり料理教室に行ったりというそういう生活の中で、全くこの司法の世界というのは、すばらしい人格の方がきちんとそういう職についているんだなということに、まず驚いて、補充裁判員になったことにすごく何か喜びを感じました。

事件のほうなのですけれども、本当に日本の裁判って、新聞やニュースを見ますと、大体簡単にこういうことでこうなりましたって簡単に書かれていますけれども、実は本当に検察官の方とか、証拠書類をたくさん集めて一つ一つそれを立証して行って、本当に裁判がきちっと最後結論が出るんだなということを知ったことはすごくよかったなと思います。

それから、外国の裁判に比べて日本の裁判は、本当に国民目線で、正しく本当に証拠をもとにしてきっちりやっているということが、私にとってはとても安心しました。

それで、自分のことなのですけれども、裁判のときに、被告の妻のお母さんの発言があったのですけれども、そのことがとても気になったことがあったんですね。それは、餓死をした2歳の子に何もしてあげられなかったというのが、もう私のこの耳から、補充裁判員を終えても何かずっとそれが残っていて、私、何かできることないかしらと思って、それで今は乳児院のほうに、私、孫が4人おりますのでち

ようどこの子と重なりまして、うちにはたくさんぬいぐるみがありましたから、それをきれいに洗って、贈らせていただいていたいいですかと言いましたら、ありがたいです、とおっしゃってくださいましたのでそのぬいぐるみを贈りました。それから、1歳2歳3歳って子どもはすぐ大きくなりますから、すぐいらなくなるんですよね。そういう服がいっぱい、うちの娘二人結婚してるのですけれどもたくさんあるわけなんです。ですから、もしよかったら聞いてみて、必要であれば贈ってあげたいからというのでまたお聞きしましたら、大変助かりますということでしたので、1箱、小さいお子さんの服をお下がりですけれども、まだきれいなんです。ですからボランティアとして一応本当にもしよかったらということでお聞きしましたら、ありがたいですよというふうにおっしゃってくださいましたので、そのように先月ですけれども幼児の服を1箱贈らせていただいて。ボランティアのほうに事件を通してやっぱり参加させていただきたいなというように考えが変わりました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

経験されたことをきっかけに、そういうような活動までその後広がっていったという。

【8番】 そうです。

【司会者】 ありがとうございます。皆さんどうもありがとうございました。

それでは、続いてなのですけれども、もう少し裁判の中身のほうのことで、いろいろと御意見をお伺いしたいと思うのですが、少し時期的には前だった方もいらっしゃるかもしれませんが、皆様方御経験された裁判ですね、審理。法廷でのことですけれども、まずはよく思い出していただきまして、何か印象に残っていることとか、あるいはこのあたりもう少しこうしてもらったほうがよかったというように、そういった御感想なども含めてお伺いしたいと思います。

検察官や弁護人が事件について説明をしてくれる場面があって、それが最初に行うことと、それから一番最後に行うこと、2回大きく場面があったと思います。そ

れぞれ冒頭陳述とか、あるいは論告弁論というふうに言ったりしましたけれども、まずは、そのあたりの検察官あるいは弁護人の様子で何か御感想といたしますか、あるいはすごく強く印象に残っているようなことが、もし、おありになりましたら、ひとつお話伺えればと思いますけれども、どなたからでも結構ですけども、いかがですか。

では、2番さん、どうぞ。

【2番】 私も裁判所というのは初めてで、検察官とか弁護士さんを前にして話をするということ自体が想像できなかつたのですけれども、実際の裁判所の裁判を行っている内容ですか、テレビとは全然違う、検察官のその語調の強さというのですか、絶対許さんというようなそういう語調、あるいはその反対に、外国人の方ですけども弁護士さんがやさしく、本当にていねいに、何とか許してくださいとかという弁護する、外国人でそういうことをしている、弁護士さんと検察官のそのやりとりですか、すごく印象に残っていますね。言葉の態度とか、そういうのは。とてもいい勉強をさせていただきました。

【司会者】 それぞれの立場がはっきり出ていたということなのですね。

【2番】 はっきり分かれてましたね。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

【5番】 よろしいですか。

【司会者】 はい、どうぞ。

【5番】 今おっしゃったように、検察官の人の立場、それから弁護士さんの立場ということで、ベースにあるのは、当然ながら、私の場合は4番さんと一緒に強盗致傷ということで当時18歳、裁判やったときに19歳という少年が対象だったんですけども、その少年が出てきたときに、少年院に入ってもまたやっちゃったというような事件だったものですから、更生してほしいというベースをもとに、やはり検察官の方も、やっぱり少年院のことも話されたし、また今後のことについて

ても話された。

それから弁護人の方は、その生い立ち云々を話されながらそれをベースにして、将来にわたってこうなってほしいと、就職先が厳しかったからこうなったんじゃないかというそういう環境まで十分に話されて、我々のほうは聞いて、あるいは書面に書かれている今年かわからない中を、よく懇切丁寧に話されていただいて、当然ながら我々裁判員のほうは、先ほど言いましたように年齢層が高い方でしたから経験の豊富な方が多かったものですから、それを照らし合わせて、自分の娘がそういう被害者のようなことになったらというような意見も出ましたし、その少年に対する更生というのをみんなで話し合えたのができたのかなということは、やっぱり説明がしっかりなされていたからそういうことができたんじゃないかなというふうに私自身は感じました。手順とかその辺は十分、うまくしていただいたんじゃないかなと私は感じました。ありがとうございます。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

それぞれ担当された事件内容からしますと、例えば7番の方の事件というのは、非常に事実が多かったりしましたですね。そのあたり、当事者、検察官や弁護人から、こんな事件なんですというような説明というのは、すっところ理解できましたでしょうか。ここはいろいろ事実がたくさんあると、ごちゃごちゃになったりということ、いかがでしょうか。

【7番】 五つぐらいの事件をまとめて裁判するという形だったのですけれども、何日目までにこの事件について、そのたくさんある事件を話して、印象に残ったのは、法廷のところに被告人というのですか、の母親の方がずっと最初から座って最後までいて、最後に少しお話しいただいたというところがすごい印象に残っていて、それとは別で、その母親としての心情、私がきちんと教育をしていなかったからですとかそういったところが四日目五日目ぐらいですかね、後々になってその話が出て、ああやっぱりお母さんだったんだという話をしたのを覚えています。

それはそれと別に、被害に遭われた方が直接法廷には来ないで、検察側の方が、その方が受けた被害と心情をずっと読み上げて、気持ちを込めて読み上げるもので、どっちをとっていいのかこっちもわからなくなってくるぐらいのところで迷ったのは印象にありますね。

【司会者】　そこは証拠の中身ということにも関係してくると思うのですがけれども、冒頭陳述とあって、最初のほうの段階での双方からの事件の中身の説明であるとか、一番最後の論告弁論というまとめのような形で検察官や弁護人がお話しをされますよね。そのあたりで、事実がたくさんあったというところは、何かわかりにくくなってたというのは、そういうことは特にございませんか。

【7番】　はい。その都度一旦部屋に戻ったときに、裁判官の方がどういうことわかりましたかって全て細かく細かく話をしてくれて、僕ら目線に合わせて細かい説明をしてくれたので、極端に裁判官たちだけでわかっているわかりづらい裁判ではなく、僕たちがきっちり入り込んで僕らも話ができる状態でしてくれたので、その辺は助かっておりました。

【司会者】　休憩ごとに、今の手続あるいは今の証拠はこういうことですよというのを全員で確認をしながら進めていったというようなところがよかったということですかね。

【7番】　検察官の方も、こういうような話をしたけどあれわかったですかとか、あそこはこういうことでこういうことを伝えたかったんだよというところまで、細かい説明してくれたので。

【司会者】　ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。冒頭陳述とかいろいろ論告弁論という、事件について検察官や弁護人が説明をするという場面ですけども。

8番の方の事件というのは、ちょっと法律的にも難しいような部分があったのではないかなと推測するのですが、その辺いかがでしたか。

【8番】　そうですね。最後の論告、求刑のところですか。

【司会者】 いや、どちらでも結構です。一番最初の冒頭の部分でも結構ですけれども。

【8番】 そうですか。冒頭の部分は、やはり検察官がすばらしくて、本当にきちっと読み上げてくださいますして、弁護人の方は二人いらしたのですけれども、対照的な弁護人の方で、一人の方は本当に静かに淡々と弁護する方で、もう一人の弁護人の方は体を乗り出すようにして、一生懸命で、本当にその違いがとても対照的だと思って聞いていたのですけれども、どちらかという、この淡々と弁護される方よりも、こちらのもう一人の情熱的に弁護される方のほうが私の頭の中には入っていきまして、検察官の方がたくさん資料を積み重ねて、それを一つ一つ立証して読んでくださったのですけれども、とても弁護人の方はちょっと難しかったんじゃないかなと、聞いていまして、弁護する側もきちっと弁護はしていただきましたけれども、現実としてそういうものがきちっと証拠もあるし、もう一つ、心を引き出すというところに弁護人の方はとても苦勞なされたんじゃないかなというふうに、答えになっているかどうかわからないのですけれども、見て見ぬふりをしていたという場面ですよね。ですから、そこら辺をよく被告人ときちっと話をした上で弁護されたと思うのですけれども、聞いているほうもちょっと難しかったんじゃないかなというふうな印象を受けました。

【司会者】 弁護するのが難しかったんじゃないかということですか。その事件自体の。

【8番】 ええ、事件自体の。それをどうやって弁護人の方が弁護するのに、やはりこの心理の状態だとか、奥にある深いそのものをいかにやっぱり証人から引き出すというところに対して、苦勞があったんじゃないかなということを、いろいろ情報収集して、そのお兄さんが、仕事を辞めてから全然自分の言うこともきかなくなったということで、弁護人の方も一生懸命されていましてけれども、とても苦勞されたんじゃないかなというふうな印象を受けました。

【司会者】 ありがとうございます。

要するに、被告人質問の中身とか証人尋問の中身なんかにも少し入られていると思うのですけれども、それより前の、弁護人がこういう方で、その人の言うことのほうがすごくわかりやすかったというようなお話がありましたけれども、そんな何か印象に残っている、こんな検察官のこういうようなものの言い方であるとか、あるいは説明の仕方はすごくわかりやすかったとか、こういう弁護人のこういう話し方というのはすごく理解しやすかったとか、何かそんな検察官や弁護人について、印象に残っているということがありましたらお伺いしたいと思うのですけれども。

どうぞ。

【4番】 検察官の方が女の方だったんですね。まだ若そうだったのですけれども、正直なところ、しゃべり方のテンポ、内容、全てに何かびっくりしてしまって、テレビドラマのシーンを見ているように完璧で、検察官の方ってこういう切れる方になるんだと、話の持って行き方がスムーズというか引き込まれるような感じでそれをしているので、この外国人の生い立ちで苦労したということは大変だけれども、こういう事件を起こしてしまったのは、やっぱり彼の責任みたいなことをおっしゃって突き詰めていったのですけれども、反対にちょっとやっぱり弁護人の方は男の方だったのですけれども、普通のテンポで弁護する感じだったのですけれども、何かやっぱりちょっと迫力というか、私の場合は足らなかったかなという印象を持ちました。済みません。

【司会者】 ありがとうございます。いいえ、忌憚のないところを。

【5番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。そうですね、同じ事件。

【5番】 同じ事件でしたのであれなのですけれども、検察官の方が、実は我々ちょうど事件の中に、窃盗事件なものですから、車のガラスを割ってそこから金品を盗むという事件が、その中に、5件のうち一つあったのですけれども、その中で検察官の方が、ガラスを割った六角レンチが物証として出てきたときに、裁判員の方、ぜひこの六角レンチをお持ちになってくださいということで回されたのですね。

そういう配慮というのですか、その重みで、寝てる夜中なんですね、夜中にガラスをポンと割って持って行った、財布がフロントガラスの上にあったのもいけないのかもしれないのですけれども、そういうようなことを、裁判員の方はその辺の気持ちになってみてくださいと、非常に怖かったですよねということを感じとってくださいというようなことをお話になったということは、非常に我々にとってはわかりやすい感じがしました。

逆に今、弁護人の方が淡々とという話をされたのですけれども、弁護人の方からは、申しわけなかったのですけれども、裁判員の方この辺をこう配慮して見てくださという、我々に問いかけというのがちょっと、それはなかったのかなと今、印象はありました。その辺のこの、我々素人ですから、こういうところを配慮してこういうところを感じとって審議に結びつけてくださいなんて言っていただいたほうが、それは赤か白かどうかわかりませんが、その辺をちょっと具体的に言うただくと、その辺がメモをとれるとか、頭に印象に残るとかというふうになるので、そういう言い回しというのですかね、そういうふうにしていただくと、もうちょっとわかりやすかったのかなという印象をちょっと今、4番の方がお話しになったので、ちょっと思い出しました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。今のような観点から。

少し証拠の内容、今のお話は証拠調べの多分一部だったと思いますので、証拠の内容にも少し入ってきましたので、そういう部分についてでも結構なのですけれども、証拠というのは書類で出てくるもの、これは読み上げをしたり、あるいはモニターに映したりなんかしたんだろうと思います。それから証人尋問、証人が出てきて話を聞くと。あるいは被告人質問というか被告人本人から話を聞く。こういう手続もあったと思うのですよね。そういう証拠の中身に関してでも結構ですので、何か印象に残っていることというのがもしおありになればお伺いしたいと思うのですけ

れども。そのあたりいかがでしょうか。

例えば、マイナスのほうで言いますと、こんな証拠はいらなかったんじゃないかな、あるいはいまだにどうしてあの証拠が出てきたのかよくわからないというような部分が例えばあったとか、逆にこういうものがもっと証拠として出てくれば、ものは考えやすかったんじゃないかというふうに思われたような、そういう感想をお持ちになられたことはないかとか、その点いかがでしょうかね。

8番の方、どうぞ。

【8番】 私の事件は、2歳の子が閉じ込められて亡くなったという、そういう事件だったのですけれども、やはり閉じ込められた和室の部屋の映像とか、それから餓死ですから、きちんと栄養を与えなかったという、そういう大腸から出てきた便の写真とかモニターに出てきましたけれども、そういう証拠があるからこそ事件の判決に結びつくということで、とても証拠というのは大切なことだと思いますし、もしそれがなければ、文章だけ見てもわからないんじゃないかなっていうふうに思いました。

例えばこういう和室に閉じ込められて、餓死ですから閉じ込められた部屋の段ボールとかその破片とかも食べて、それが便の中に出てきてという、そういう証拠があるからこそ、きちっとした裁判ができたんじゃないかなと思いますし、そういうのがなければ、ちょっとどうなのかなって、そういうことはとても必要なことじゃないかなっていうふうに感じました。

【司会者】 ありがとうございます。

今のお話は、字面でというようなおっしゃり方しました、書類で何か読み上げられるというようなことよりも、実際のその写真であるとかその部屋の様子であるとか、そういうものがもっとはっきりわかるような証拠があったほうが、やはり判断はしやすいと。こういう御趣旨ですかね。

【8番】 そうです。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。そのあたりですけれども。

【7番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。

【7番】 私は傷害のところで、現場の写真というのがたしかあったと思うのですけれども、そこでグループで一人の人を殴ったり蹴ったりしたというところの確認のときに、誰がどこの立ち位置でということを延々、この人はここにいて、この人がこっちで、実際確認すると私はそこではなくてこっちのほうにいた、ここからどうやって蹴ったのかという話を延々していたのですけれども、そこって意味あるのかなというふうに、そのときに150日前だか1年前だかで、全員が全員何となく暴行に加担はしていたけれども、その立ち位置で殴った手はどっちの手で、この時点で何発殴ったとか、その時点でそれぞれだんだん言っていることがめちゃめちゃになってきているのがこっちの印象だったのですけれども、その話で20分30分、ちょっと延長しましょうかみたいな話にもなったと思うのですけれども、実際にやったのであれば、どこに立っていてどういうことをしたで、それは誰が見ていたということは事実確認として大事なことであるかもしれないけれども、その1年前の話を、誰がどこに立ってというよりは、みんなでやったんでしょって、その中であなたも加担したんでしょうぐらいで、実際のところというのは当時の検察官、捕まったときにどういうことをやったのかという、その場で大体は確認していると思うので、1年後にじゃあ実際出てきて、あなたここに立ってたんですね、自転車はどの位置にありましたかっていうことを、3人とかいろいろ回しながらやっていたのですけれども、その時間いらなかなって私は正直思いました。

以上です。

【司会者】 今、お話があったのは、共犯者がというか全部で三、四人ぐらいでという話なんですね。

【7番】 はい。

【司会者】 わかりました。何かあれですか、誰が何をやったのかということに

ついて、少し争いがあったので、そういうような尋問になったんですか。

【7番】 そのときは、被告人は罪を認めていて、何をしたかというのも認めていたのですけれども、要はブーツのつま先が鼻に入ったとか入らないとかというところで確認をしたかったのに、誰がどこの立ち位置でいてと、結局その人の立ち位置がわかったところでこの事件に何の関係があるのかなとかそういうところで。もう1年前でそれぞれが実際もう忘れていようなところがあったんじゃないのかなというところがあったので、不要かなと思いました。

【司会者】 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、そういった証人尋問の中身。

ございますか。どうぞ。

【3番】 私は、裁判の中で御遺体の写真をモニターで見ることになったのですけれども、それで何か月か先に、報道されたのがそういった遺体を見たことが非常にトラウマになってしまったということの訴えがあったという報道を見たのですけれども、私の記憶では、途中でその事件等のこういった、例えば残虐性があるとか殺人であるとか、そういうことを途中途中で一応あって、それによって、例えばそれはそんな残虐な事件はかかわりたくない見たくないとかそういったことはこちら側で一応選ぶことができるのかなと、自分で選ぶというか、チョイスされる前に。

【司会者】 選任の手続の際にですかね。

【3番】 手続のときに、これでやってもいいかどうかというのを自分のほうでもある程度申告していたような。違いました。ちょっと違えますか。

【司会者】 もう少し観点が、事件の関係者にお知り合いがいませんかとか、そういう幾つか簡単な質問をお答えいただいて。

【3番】 じゃあ、例えばこれすごく残虐な事件だとして、それがあつて程度こういった事件ですよというふうに述べられたときに、私はそんな血みどろの事件は、そういった裁判として参加したくないとか、そういうことを選ぶというその機会はないということになるんですか。

【司会者】 恐らく個別に何かおっしゃりたいことがあればどうぞというような、そういうような多分項目があったと思うので。

【3番】 多分私の印象では、もし私が血を見るのがすごく嫌な人間、自分としてそういうことがすごく嫌であれば、そういうところに個人的に私はそういった写真を見たくありませんというふうに申告すれば、そのことが後で選ぶときに外される理由になるのかなというふうに、ちょっと勝手な解釈なのですけども、そういう、いわゆる配慮としてあるのかなというふうに私は思っていたのですね。私は、その事件の内容とかを見たときに、一応絞殺であるとかそういうことがあったので、そういったことを見て、例えばその証拠として最悪遺体の状況を見ることになったとしても、多分自分では耐えられるだろうとっていて、特に支障はありませんというふうに申告しているのですけれども、それは、自分自身がそういった事件を目撃する、これすごく自分で見てみると、遺体の写真も生でありますし、現場の写真とかも結構生々しいものを見るので、そういうことを途中の段階でどの程度、それは嫌ですそんなものは見たくありませんというチョイスができたのかなというのをちょっと疑問に。

私はそれが途中でそういうふうになる、言いたいことがあれば言えたのだろうとっていたのですけれども、たまたま、それで最終的には遺体の写真を拝見したときに、これ言い方がいかどうかわからないのですけれども、ある意味安らかな死に顔をなさっていたというところがあるので、それは最終的に量刑というかそれを考えるときに、いろいろな、その被告の方がどういう感覚でお母さんと接していたとかということをちょっと考えるときに、そのお顔というか、そういった状況は自分の中で判断の材料に、何かそういったものになったところがありました。

ちょっと、ある意味はショッキングなのですけども、やはりそれは自分の中の判断の一つの要因にはなったと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。

3番さんの御経験では、そういう遺体の写真を実際目にしたということがあって

も、それで何か冷静に判断できないとかそういうことがあったのではなくて、むしろ判断するには必要な証拠だったのではないかという、そういう御感想ですか。

【3番】 どちらかという、最終的に話されていたこととその状況が違和感がないという、だからある意味一般の人間で遺体を見てしまうというのはすごくショッキングなことなのですけれども、でも、それはあの流れの中ではやっぱり自分で判断するときにある程度影響を与えるものであったと。

【司会者】 ありがとうございます。

 ちょっとお伺いしたいのは、8番の方をお願いしたいのですけれども、遺体の写真もその事件では証拠としては出てきたのですか。

【8番】 ありましたね。被害者の亡くなった写真を見ましたけれども、おっしゃっていましたが、本当にいい顔をして亡くなっていたんですよ。きれいな顔をして。それで、私はそういう遺体の写真を見るというのが、そもそも、ちょっと遺体の写真を見てどうこうというのじゃなくて、なぜそういうことになったのかという、観点がちょっと違うんですよね。もちろんそれは遺体の写真の結果ですから、見せられますけれども、そういうふうに亡くなってしまったのかという、もっと違う、なぜそうなったのかというところに重きを置きましたので、遺体を見たことに対して、ちょっと私も少し下を見ましたけれども、でも、それが焦点じゃないんですよね。

【司会者】 なるほど、先ほどおっしゃったみたいに、どういう部屋に閉じ込められていたのかとか、どういう環境で生活したのかということのほうがむしろ大事。

【8番】 そうそう、そっちのほうがとても大切なことで、亡くなったその写真が、もちろんそれは結果ですから、そのことについて最終的には結果が出るんですけれども、それが焦点じゃないんですよね。なぜそうなったかというね。そっちのほうが大事で、だから観点をやっぱり変えて、私はなぜそうなったかということにすごく興味がありましたから、亡くなったということはもうこれは事実ですから。曲げようもないですから。なぜそうなったかという、そこら辺を国民の一人として、

代表として、やはりそこに重きを置きましたね。

【司会者】 ありがとうございます。

二人の事件の内容がそれぞれ違うから多分そういうふうにお感じになったのだらうと思うのですけれども、8番の方の御経験されたのは、聞いていてお伺いのお通り、子どもを部屋にずっとほったらかしにしておいて餓死させちゃったという事件で、3番の方が御経験されたのは、息子さんがお母さんを首を絞めて殺すという事件ですから、遺体というか結果が持つ意味あるいはそこまでにいく過程が持つ意味というのが、ちょっと二つの事件では重みが違うからやはりそういうふうなお感じ方なのかなと、ちょっと思ったりもしたのですけれどもね。

【3番】 もちろん、途中の過程に関してが一番時間がかかっていたのですけれども、私の感覚で、一番いわゆる証拠でいろいろな写真が出てきた中で、やはり遺体というのはすごくショッキングだったという、その一点。ほかのところももちろん一緒なのですよね。被告は息子さんだったのですけれども、介護疲れというけれども、その介護に至ってどんな助けがあったのかなかったのかとか、ほかの御家族はどうだったのかということは、恐らくその虐待の、虐待致死、遺棄とかそれと介護のあげくに殺してしまったというのは同じ、そんなに違うことはないのかなという、ただ、その遺体を見るというのは、でもちょっと一般の感覚では、ちょっと普通のものを見たり聞いたりするのは。

【司会者】 ちょっと違いますよね。

【3番】 かなり違うところがあるかなと。

【司会者】 はい。ありがとうございます。

選任手続にお越しいただいて、一番最初に、今回皆さんに担当していただくかもしれない事件はこんな事件ですよという紹介があって、そこで多分、殺人なのかとか、あるいは強盗致傷なのか、覚せい剤なのかというのがおわかりになったと思うのですよね。そういう意味では、ほかの方々も、例えば強盗致傷の事件とか傷害の事件なんかですと傷の様子の写真であるとか、そういったものが証拠でもしかした

ら出てきたのかもかもしれませんけれども、そういうショッキングな写真、刺激の強い写真という意味では、何も御遺体の写真に限らないとは思いますが、そういったところにちょっと焦点を当ててみて、何かお感じになったり、あるいは印象に残っているような証拠内容はございましたですかね。いかがでしょうか。

1 番の方、いかがですか。証拠の中身で、主に写真になると思うのですがけれども。

【1 番】　　そうですね。その事件当時に、被告人、その被害者の方が着ていた服装からなされた会話とか、その犯行があった場所の状況ですとか説明や画像などを通じて事細かに情報を知らされたので、頭の中にそういう状況がリアルに浮かんで、実際殴られた方の写真なんかも見ました。相当、本当に顔が腫れ上がって痛々しいようなお写真だったのですが、その方は証人尋問のときにお立ちになって、今の姿ではそういう傷はもう治っていたのである意味ちょっとほっとできたというか。そういった証拠類に関しては、やはりその細かい、先ほど何発殴ったとかいろいろお話ありましたけど、私自身は判決を考える上でとても参考になりました。例えば 1 発だけだったのか、10 発、じゃあ何発だったらどうなんだとなると、またちょっとまた話が戻ってしまうのですが、1 発だけだったら本当にこう、10 発だったらもう徹底してやるという、その気構えとかそういったものを私自身が判断する上では、とても役に立つものだと思います。

【司会者】　　傷を受けている様子の写真が、やはり。

【1 番】　　傷を受けた後のその写真が映し出されていたので。

【司会者】　　それで、一方ではその診断の内容として、こういう例えば全治何週間の何というけがだという証拠もあるわけですね。

【1 番】　　はい、そうですね。

【司会者】　　それにプラスしてその写真、まさにけがの様子を見る、写真として見るということについては、どういうふうにお感じになりましたか。

【1 番】　　ショッキングでしたし、とても痛々しかったのであれだったのですが、そのまま受けとめたというか、別にそれを選択するとか見たくなかったとか

というよりも、裁判員裁判ってこういうものなんだっていう、裁判ってこういうものなんだっていうぐらいにしか私は受けとめなかったですけど、事件がもし、例えば殺人で顔を潰されているとか、今の方々は何かすごいきれいな顔だとおっしゃってましたけど、それが顔のあれもわからないような遺体の損傷が激しいとかいうようなものだったら、事前にわかっているのだったら、そういうものは見たくないなと思いました。腫れ上がった顔でも、去年の話ですけど、被告人の方とか全員の顔が今でも頭から離れないので、それほど衝撃的に思っていないものでも、やっぱり今でも印象には残っています。

【司会者】 印象には残るということですね。

【1番】 はい、もう全部覚えているので。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ちょっとそういう写真の類いに少し焦点が。

【5番】 ちょっといいですか。

【司会者】 どうぞ。

【5番】 定かじゃなくて申しわけないのですが、私のときは致傷でけがを負わせるというのがあったのですが、証拠写真というのは大抵静止画像ですよ。大抵は。ここに隠れていて、ここに待ち伏せして殴ったという、たしか事案が5件事件があったのですが、その中の1件があったのですが、そのときにちょっと思ったのは、今こういう御時世なので、テレビ映画ですとこういう役者さんがずっとやって動く画面でやるのでストーリーは成り立って理解すぐできるので、やはりこの路地の手前で被告人は待ち伏せしていて、これが時間がこれぐらいでしたよという時間で、少し薄暗い中でというような話をされると、こうイメージは湧くのですが、よくわからない。それだったら、せっかくならば動画的に何か説明していただくと、そんなイメージをせずにわかるのかなと今ちょっと話をしながら、証拠写真という話が出ましたので、写真ではなくて動画的なものでも、それが証拠というのは難しいのかもしれませんが、その辺を説明し

て、逆にその矢印を入れるとかお人形さんを立ててこの辺でお人形さんが動くとか、そんなようなよくわかりませんが、そういう動きを入れていただくと非常にわかりやすかったのかなと。静止画像だとどの辺で待っていたか、私の場合は、正直言いましてけがを負わせたということ自体が、もう許せないなというところで何件もあったもんでそういうふうに捉えてましたのであれだったのですけれども、説明としては、もしそういう画像的なものが説明があればもっと理解しやすく早く説明も理解し得たのかなという感じをいたしました。ちょっとうまく言えないんですが、済みません。

(休憩)

【司会者】 もう少し証拠のことについてお話を伺っていきたくと思いますが、今いろいろな写真の問題であるとか、あるいはこういうふうな証拠があるともっとよかった、あるいは、どうしてああいう細かいところまでやったのかわからないと、こんな話出ていましたけれども、引き続きなのですが、ちょっと一つお伺いしたいのは、共犯者が関係してくる事件を担当された方、結構この中に多くいらっしゃるのですね。共犯者が証人として法廷で話をしてくれた事件もあったと思うのですけれども、逆に共犯者が供述調書という形で調書の読み上げで終わったという事件の担当をされた方もいらっしゃると思うのですね。そのあたり、仲間ら共犯者の話を直接聞いた、あるいは調書でしかわからなかったということについて、何か御感想があればというふうに思うのですけれども。

外国人ということもありますが、2番の方担当された事件は共犯者もいて、外国人という事件。

【2番】 共犯者の方は、要するに二人日本へ来て、一人は女性の方なんですよね。その女性の方はあまり。

【司会者】 証人に来てはいないですね。

【2番】 来てはいない。男性、被告人だけですね。

【司会者】 女性の共犯者の話というのは、供述調書という書類の形で終わった

わけですね。

【2番】　　そうです。

【司会者】　　そこはいかがですか。一緒にやった共犯者の話を直接聞いてみたかったなというような御感想なのかあるいは。

【2番】　　それはないですね。別の方は、その女性は女性で裁判を行っていますから、私が承ったのは26歳の男性ですから、別々にやりましたから、この裁判の内容は覚せい剤というものは出ちゃって、証拠としてもう挙がっちゃってますから、そんな難しいものではなかったですし、その証拠物件として検察官のテーブルの上のせられて布をかぶってまして、実際手に持ったときに、ああこれが覚せい剤、ちょっと今、話してたのですけれども、粉じゃなくちょっと粗塩っぽいような、これが世間を賑わしている覚せい剤なのか。実際自分の知り合いでも覚せい剤でちょっと家庭のごたごたになったという話を聞いていますので、別にそういう難しさはなかったですけれども。

【司会者】　　わかりました。ありがとうございました。

【2番】　　あとは、テレビで出ると、時々こういう内容、あっとか自分で思い出しますよ。

【司会者】　　ありがとうございました。

そうしましたら、同じように1番の方の事件も共犯者がいて、共犯者は法廷には。

【1番】　　共犯者は少年二人ということですか。

【司会者】　　はい。

【1番】　　二人ともそこで被告人としていたので。

【司会者】　　被告人が二人だったですよね。もう一人。

【1番】　　首謀者がいたんです。もっと重い犯罪を犯している人がいたのですけれども、その犯人というか、被告人自体は違うところで裁判をしているということで、私たちは見る事がなかったです。

【司会者】 その首謀者の話というのは、供述調書という形で読み上げがされていただろうと思うのですけれども、実際、証人として直接その首謀者の話を聞いたほうがよかったというような。

【1番】 そういう話は、ほかの裁判員のメンバーからもちょっと出ておりました、やはりあくまでも想像でしかないので、ちょっとそのときに皆さんの言葉を借りると、相当悪なんじゃないかというような印象、でも実際目の前で今見ている、自分たちが裁判に臨んでいる被告人たちを見ると、やったことだけを聞くと、本当にいけないことだと思う、悪いことだと思うのですけれども、実際目の前で見る彼らは本当にまだちょっと顔も幼さが残っていたりしたので、会いたかったというか、一番の主犯の人というか、本人にちょっと話を直接聞ける場面があればよかったかなというのは思いました。

【司会者】 もしかしたら、その首謀者も直接目にしたら印象が事件の中身とかわらず変わったかもしれないという。

【1番】 そうですね。どちらかというところ、それにそそのかされたような感じで言って、自分たちで結局はやったけれども、初めはそこがそういうふうに言われてちょっと引くに引けない友達関係の中でやっていったという犯行だったので。

実際、その犯人がどういう判決を受けたのかというのもすごく私たちは気になっていたのですが、それはまだ出ていなかったのか、いずれにしても知ることができなかったのですが、それをちょっと自分たちの今回の事件の判決の参考にもしたいなというのは。

【司会者】 そこはまた評議のところの問題になるのかと思いますけれども。ありがとうございます。

逆に、共犯者が法廷に来て証言をしたというような事件を担当された方もいらっしゃるのですけれども、たくさん来たのが、先ほど7番さんの事件が4人ほど共犯者が来て証言をされたという事件だったと思うのですけれども。

【7番】 その共犯者の話、共犯者が来て話を聞いたときに、初めて彼が後輩で

あってゲーム感覚でやってたんだなというような印象を受けて、その人の話を聞かなければグルになってやってたっていうぐらいの話が、証人が来たことで何となく全貌というのですか、その当時の心境であったりそういったところもだんだんつかめてきたので、そういった第三者が来て話をするというのは、すごく重要なことだなというのは感じました。

【司会者】 ありがとうございます。

逆に、6番さんの事件は、全く被告人が法廷で話をしただけで、それ以外に証人は全然なかったですね。

【6番】 来てないです。なかったです。

【司会者】 そういう審理で、何かちょっともう少しこういうような人からこういう話が聞けたらよかったのになという、何かそんなような御感想はございますか。

【6番】 これ余りにも簡単すぎて。実は、殺人とか、あるいは強盗とか、そういうやっぱり違った面での犯罪を見たかったですね。

【司会者】 ちょっと単純な事件すぎたという感じですかね。

【6番】 ちょっと惜しいなという感じですね。でも、この外人さんもおじいちゃんでしょう。おじいちゃんといっても50幾つだよ。この人に果たして7年の刑を与えて、あと老い先幾つかなど、考えたらちょっとね、やっぱり考えますね。

【司会者】 6番さんの事件は、被告人が外国人だということもあったので、なかなかどんな人なんだろうということも。

【6番】 顔を見て、一番最後の、判決出すときに見ましたけど、やさしそうな顔してたですね。顔は。

【司会者】 どうしてこんなことしちゃったのだろうというようなことというのは、何となく、もやもやとしていた部分。

【6番】 ちょっともやもやとしたのは、ちょっと足りないのかなという感じもするんですね。あれだけのいい体してね、でもお腹の中にももの入れてるのでしょう。すごいなと思いましたね。

【司会者】 そのあたり、被告人がどういう人なのか、あるいはどういう生い立ちなのかということを出していくのは弁護人の役割なのかもしれないですけどもね。

【6番】 そこまでのあれは、子どもの話ね。子どもの話ししたり、フランス行ったりいろいろなところ行ってますよね。あれの経過をずっともうちょっと聞きたかったですね。

【司会者】 聞いてもよかったんじゃないかということですか。

【6番】 はい。

【司会者】 わかりました。ありがとうございます。

そういう証人という点からすると、先ほど少しお話ありましたけれども、3番さんの事件も、被告人とそのお母さんだけではなくて、お一人どなたか証人でお話をされた方がいらしたようなのですけれども。

【3番】 被告の方のお兄さん、同居していたお兄さんで、殺人を犯したときに1階でその次男の被告とお母さんが寝ていて2階にお兄さんがいて、そのお兄さんがずっと介護とか金銭的な状況とか、いろいろなその事件が、被告がある意味追い詰められていく過程に、そのお兄さんと、あと別居している妹さんたちがどういふふうにかかわってきたというのが、全部弁護士さんと検事さんのほうからいろいろとお話があって、お兄さんは実際に目の前で証人として立たれたので、質問もできたり答えていただけたので、妹さんたちは全部お手紙の状況で、どういったことをいろいろ訴えていることとか、自分たちの状況とかというのを聞きました。

【司会者】 それはやはり証人として法廷で直接話を聞いた方が、そのときの様子というのはよくわかったという。

【3番】 すごくわかりました。それまで、弁護士さんとかから事件の概要として、あとその前に、妹さんたちからお兄さんのこととかも、結構辛辣な内容とかもその手紙とかでちょっと聞いていて、あれっと思うようなことがあったのですけれども、正直な話、お兄さんが証人として立って、質問されたことに対して答えて

いるのを見たときにみんな納得がいったというふうに、あとでみんなで話をしたときに、なるほどなと思いました。証人がいろいろとお手紙にあった内容を裏づけたというのですか、そういう印象はありました。

【司会者】 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう、証拠の中身というところにちょっと焦点を当ててというところですけども、何か印象に残っておられるようなことがあればということですが。よろしいですかね。

主に、これは検察官あるいは弁護人の活動ということになるわけですが、検察官や弁護士さんのほうから、何か今の出てきた話に関連してでも結構ですけども、何かお聞きになりたいことございますか。

【宮地検察官】 済みません、よろしいですか。

【司会者】 どうぞ。

【宮地検察官】 検察官の宮地でございます。

3番さんと8番さんにちょっと伺いたいのですけれども、先ほど遺体の写真という話が出ておりましたが、仮に、自分がかかわった裁判の中で、被害者の方の御遺体の写真が1枚も出てこなかった、検察官が証拠として1枚も出さずに、結局裁判員として参加したのだけでも、被害者の方の亡くなったときの姿というのは見ないまま判決を下すということになったとしたら、それについてはどう思われますか。やはりそれは見た上で判決をしたかったと思われるか、それとも見ないなら見ないでいいわというふうに思われたか。ちょっとこれは仮定の話になってしまうのですけれども、そこら辺どうお考えかなということを、ちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。

【司会者】 どちらでも結構ですよ。

【3番】 こういう機会がそんなにないと思うので、多分そういったものが、遺体の写真というものがなくて終わったら、そういうものだと思ったのだと思います。そのことで、何でそういうの出てこなかったという疑問が逆に、どっちがスタンダ

ードということがないので、なければならないで、こういう流れは一般的にこうだと思
っていたと思うということだと、私は思います。

【司会者】 8番さん、いかがですか。

【8番】 私も写真はあったほうがよかったと思います。写真を見たからこそ、
きちっと今までいろいろな証拠を積み重ねて、いろいろ検察官とか弁護士さんの方
がいろいろなこととお話しなされて、結果として遺体の写真があって見ることがで
きたということはとても重要なことだと思います。

もし、それがなかったら、ただ流されて、この事件が軽く流されたんじゃないか
なという。やはり遺体の写真があったほうが、重みとしてきちっと受けとめられる
んじゃないかなと思います。その写真がどうということじゃなくて、また先ほどと
同じなのですけれども、どうしてそういうふうになったのかという、写真じゃなく
てどうしてそうなったのかということをお私裁判員はきちんと意見を言うべきで
あって、知りたいなというところでしたね。

裁判長もとても、遺体の写真見ましたけれども、大丈夫でしたかというフォロー
のほうもきちっとありましたし、私たちの中では、何も遺体の写真を見たからどう
こうということは何もなかったように思います。

【宮地検察官】 ありがとうございます。

【司会者】 よろしいですか。弁護士さんいかがですか。

【北原弁護士】 よろしいでしょうか。

【司会者】 どうぞ。

【北原弁護士】 弁護士の北原と申します。

先ほど、5番の方が、検察官が六角レンチをただ単に見せるだけではなくて、実
際に持ってもらって重みを感じてもらったと。そこでそのときの恐怖なり、そうい
う感じたことを想像してくださいと、一つの証拠でもそういう示し方、ものすごく
伝わり方の効果が違うというようなお話いただいたのですが、皆様どなたでも構わ
ないのですが、検察官でも弁護人でも、そういった証拠のそのものというよりも、

その見せ方、伝え方で、工夫が感じられてわかりやすくなったなというような経験をされた方いらっしゃいましたら、教えていただきたいのですが。

【7番】 私、同じように鉄パイプ、どういうものなのかというのを持たされて回ったのですが、それとは別にブーツ、鉄板の入ったブーツというのがあって、それを同じく部屋の中で見せられて、これでしたという話だったのですがけれども、そのものを握ったことによって初めて、これでここを蹴ったとしても、こういう傷じゃないんじゃないかということが初めて体感できるものってあるので、何となく鉄板の入ったブーツで蹴ったので鼻が折れたとかそういったことではなく、実際にいて、ここ割れている、ひびが入っているのはこの部分で、実際靴はこれで、どうやっても整合性が合わないよねというところは初めて気づいたりすることがあるので、単純に書面だけで、または口頭だけでこのようなこと、鉄パイプで殴った、ブーツでこのようになったからこうなったというよりは、実際に触れてみてそこで確認できることってたくさんあるので、必要だと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。示し方という。先ほど、2番さんのお話、実際の持ち込んだ覚せい剤をやはり手にしてみて、これが覚せい剤かというふうに思われるという場面、密輸なんかですとそういうようなことですよ。

【2番】 あとは、それをモニターでどういうふうに持って来たのか、サポーターでこうやって、写真でね。あと、粘着テープで縛ってきたとか、その写真は二人とも出ましたけれどね。ああいうのは絶対必要だと私は思いますよね。

【司会者】 ほかにいかがでしょうか。証拠の示し方という点ですけれども。何かお気づきのところはございませんかね。ほかにいかがですか、何かございますか。

それでは、証拠の中身のことにしましてはこの程度ということにさせていただいて、次、ちょっと大きく話題を変えまして、3番目の問題、評議についてですね。お聞かせいただければというふうに思います。

評議の進め方、裁判官ちゃんと評議をうまく進めたんだろうかと、何かこんなふ

うにしたほうがよかったんじゃないかというようなところがもしあればお伺いしたいということと、それから今回お集まりの皆さん方、多くの方は量刑という刑の重さを決めるという、非常に難しい判断をしていただいた事件の方が多いのですけれども、そういう結論を出すにあたって、すごく難しかったというようなことは何かなかったですでしょうかといったあたりですかね。このあたりでお話を伺えればと思うのですけれども。

どなたからでも結構ですが、いかがですか。評議、そして最終結論を出すという場面での。

【5番】 よろしいですか。

【司会者】 はい、どうぞ。5番さん。

【5番】 私、この裁判員になって評議に移ったときに、これは感想でも述べたのですけれども、裁判員がみんな意見を述べ合って、そして最後、裁判官がじゃあこうしましょうというふうにもっていくのかなと思ったら、裁判官の方も同じ1票。要は同列の1票というのですか、そういうようなことを初めて知って、ああ発言の責任が重いのかなということと、私自身はその裁判官の方が、「私の意見としては」というそういう言い方をされて、本当に私たちが発言しやすいような雰囲気をつくっていただいたのかなと思いますね。

特に、法律について余り知識がないものですから、事前の事例としてはこれくらいの量刑になりますよというお話は当然されるのですけれども、それでも自分たちが自分らの環境、先ほどちょっと言いましたように、同年配というにはちょっと若いお母さんがいて、自分の娘がああ立場だったら本当にもう嫌だわと、とても我慢できないわというような言葉をお話しになったのが非常に印象に残っているのですけれども、そういうような雰囲気にもっていった、自然な言葉が出るような雰囲気にもっていったというのは、非常によかったのかなと思いますね。裁判員が本当にみんなで話し合って結論を出すという、非常に難しさはあったのですけれども、皆さんの意見を本当に理解しながら自分の意見もそれなりに順序立ってこう、余り仕

事面では自分の意見というのも、人の話を聞かずに自分の意見を先に言うってしまうような性格だったのですけれども、本当に皆さんの意見をゆっくりじっくりと聞いて、そしてまた自分の意見をこういうふうに述べられたというのは、非常によかったなということで、今まで数十年生きていた中で本当にいい経験をさせていただいたなというふうに、非常に私としては感謝しています。

それから、その評議の中で、今日も休憩をとっていただきましたけれども、よく休憩を考えてとっていただいたときに、またこの休憩のときにちょっとした雑談の中で、それこそ裁判官の方は、私こういうことでやって裁判官になったのはこういうことがと本当に雑談をする、そういうフレンドリー的な話で場を盛り上げていただいたということと、裁判官の方がちょうど、皆さん一緒に外に、私はそれ非常によかったと思うのですけれども、外に外食に行きましょうよということで外に連れ出していただいた、本当にリフレッシュできたというのが、そういう雰囲気づくりをしていただいて非常に感謝しています。そういう普段どおりの発言ができる場をつくっていただいたのは非常によかったのかなというふうに感じます。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。評議の進め方とか、あるいは最終的に結論を出すところの難しかった点なののですけれども。いかがでしょうか。

どうぞ、2番さん。

【2番】 私の感じですと、裁判員になった方々のメンバーがよかったのかなと感じたのですね。20代の男性が1名と20代の女性が1名、あと30代の方が1名かな。あと50代60代の方。特に若い20代、30代の方が一生懸命話をしてくれたというか。裁判官の方も結構若い方がいて、楽しく和やかに笑いのある評議ができたという感じで結構楽しい1日でしたけれどもね。刑の量刑するときでも、すんなり決まったという感じですね。

【司会者】 覚せい剤の事件というのは、6番さんの事件も同じですけれども、

覚せい剤の事件というのは、一般の方々からすると少し身近ではなくて、縁遠い事件だからなかなか刑を決めるのが難しいんじゃないかというふうに言われたりもしているのですけれども、そのあたり何かお感じになられたりしませんでしたか。何年ぐらいが一体妥当なのかというのは、どなたかおっしゃったみたいに正解があるわけではないという世界ですよ。

【2番】 ですから、その持ち運んだ量ですか、その被告人がどれだけ反省しているのか。向こうでの生活状況とかそういうのをある程度考えて、持ってきた量とその反省度合いを見て、ある程度のもうパソコンでも出ているのですね。データが。それを参考にして決めましたのでね。もし、あのデータがなかったらどうなったんだろうかなと思いますね、逆に。

【司会者】 なかなかもとにするものがないという。

【2番】 それは今までの実績というのがありますからね。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。

どうぞ。4番の方。

【4番】 その判決の何年かというのは、やっぱりプロの方の今までの経験とか何年とか決めるわけじゃないですか。その中の1票で、正直なところもう有罪は確定しているのですけれど、彼がこれから生きていく上で、更生の余地を残して軽くとか、いろいろな、果たしてその牢屋というかあれに入ってて、彼が長くいたからそこで更生のあれができるのかとか、何かすごくその刑の年数の決め方というのが、裁判が終わってからも、あ、この人は何年なんだ、この人もこんな何年なんだという、年数というのが、一般的なプロの方からすると大体こういう事件はこのぐらいの年数だと、私たち裁判員になった人たちの意見も聞いて、結局最終的に彼の年数が決まったというその重みが、すごく何か、私たちが意見を述べていいのですけど、それを参考にしてくださるのはいいのですけど、私たちの素人のその1票で決めて本当にいいのだろうかというのは、終わってからもずっと心に残ってたんですよ。

【司会者】　　しかも担当された事件は、これは裁判の時にも少年だったのですよね。

【4番】　　そうです。正直なところ、もし何かそういう立場になったら一体どういうふうに思うのかとか、自分の子と言ったらおかしいのですけれども、更生の余地とかいろいろなこと考えると。素人の私たちがその判決に加わるというのが本当にいいのだろうかというその意見が、終わってからもずっと新聞とか何か、それから結構、あ、何年なんだ、そうかやっぱりこれはあれだったのかとか、こういう事件はこの何年なんだとか、すごい重みを感じました。

【司会者】　　どうもありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。先ほどちょっと話を遮ってしまいましたが、1番の方、共犯者の結果が、要するに刑を決めるときに参考にしたかったというお話ありましたけれども、判決をするときには、まだ共犯者の判決は出ていなかったということですか。

【1番】　　何か余罪がたくさんあったようで、できなかったみたいです。

【司会者】　　やはりその共犯者の判決、量刑の重さというのも念頭に置いた上で判断したいという気持ちは。

【1番】　　したいというよりも、何かそれが一つの情報になるというか、比較してその彼よりはそうでもないだろうというぐらいの、それぐらいのあれだったのですけれど、でも、裁判官の方々がこれまでの判例とかすごく細かく説明してくださったりしたので、そこまでどうしてもそれがほしかったということではなかったです。なかったですけど、私自身、懲役3年で執行猶予5年の保護観察付きという判決に決まったのですけれども、

正解がないという中で、やっぱり私自身、ちょっと先ほどから申しあげましたけど、今でもあの判決が本当に正しかったかどうかだったのかなという思いは自分自身の中でありまして、多分それが解決するのは、私たちがつけたその執行猶予5年、あと4年ですけど、その間に彼らの名前が事件としてまたマスコミなどで報道されなか

ったときに初めてあれはあれでよかったんだなと思えるんじゃないかと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。評議それから量刑ということですけど。

はい、どうぞ。

【8番】 評議についてですけれども、とても裁判長、裁判官の方、発言しやすい雰囲気をもっていってくださいって、何か発言したいなというとき、とにかく意見を、はい何番さんの方というふうな形で評議は進められたと思います。

最終結論ですけれども、私たちのこの裁判員裁判は、裁判員の方が6人と補充裁判員が3人と9人だったんですね。裁判官の方が二人でしたので、先ほどおっしゃいましたけど、データをしていた裁判官の方が、こういう保護責任者遺棄致死傷だったらこのくらいの年数ですよと、裁判官の方がきちっとデータを見せてくださいますよ、それで本当に慎重に二日間かけて最終的に結論が出たというか、とても慎重に行われたと思います。そういう点では、私たちも全く素人ですし、わからなかったのですけれども、裁判官の方がきちっとこのくらいのこういう事件はこのくらいですよと、大体そういうデータを出してくださいましたので、データを出しても、やはり9人いるわけですから、それをまとめるのには結構裁判長も大変だったんじゃないかなと、今にして思えば思うのですけども、でもかえってそれが慎重に行われて、二日間かけて行われましたので、最終的にきちんとした結論が出たんじゃないかなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。どうぞ。

【7番】 多数決の仕方というのですか、もしここが二人でここが一人だったらスライドしてこっちに行く、あの多数決の仕方ってあるじゃないですか。

【司会者】 重いほうから足していくのですね。

【7番】 重いほうから足していく。あのシステムはすごいなと僕は思ったのですけれども、一人の量刑、人生で一、二年って重いですよ。よくよく考えて来週

やったらまた違うんじゃないかというぐらいで、その集まった人によって、その人の人生の一、二年、決まってしまうんだなと。もうすごく厳しい人たちが集まっていたら、もしかしたら9年になっていたかもしれないし、みんながすごくやさしい人だったり許せる人だったら4年で終わったのかな、結局しばらくずっと、自分はそのときは正しかったのだろうかって、やっぱりみんな思うと思うのですよね。

改善すべきって、何を改善てわからないですけども、何か軸というのがわからないというのが正直なところですよ。

あと、最終結論出すことは難しかったかということに関しては、途中、最後の二日目のときに始めたので、実際の平均的な年数がどんなものなのか、同じ事件ではないですから、傷害致死プラスこの人は強盗をやったと。それで犯行が何人でやったか、いろいろなパターンがあって、平均とかその大体のというのは何とも筆舌しがたいものでわからないと思いましたので、結局、そのときの間人間感情で一、二年って決められてしまうんだな、恐ろしいなと僕は思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

どなたかもおっしゃっていたみたいに、裁判官といえどもやはり同じような思いで常日頃刑の重さって決めているのですよね。やはり正解がないということ、これは本当に正しいだろうかということを考えて続けていて、判決した後も、やはりあれ正しかっただろうかとか引きずるといのは同じなんですよね。また、それだけ責任のある判断だろうし、おっしゃるようにちょっと恐ろしい部分もあるということなんだろうと思いますけれども。

ほかにいかがでしょうか、評議あるいは最終結論というところでお話伺いましたけれども。よろしいでしょうかね。

裁判官からでも結構です。何か、検察官、弁護士からでも結構ですけど。

どうぞ。

【小川裁判官】 裁判官の小川です。

今回、8番さんの事件以外は、基本的には認めている事件だったとは思っています。

けれども、特に3番の方の事件の審理計画をちょっと見せていただくと、評議の時間というのが、大体1日の半分と半分と丸1日でその次の日判決という形になっていたと思うのですが、評議の時間として、結構長い部類に入るのかなと思ったのですが、そういう印象は特にないですか。

【3番】 長いのですか。どっちかというと。

【小川裁判官】 その評議の時間が、長いと感じられたか、それとも全然議論としてはまだもっと足りないと思われたのか、その辺の感想で結構なのですけれども。

【3番】 比較するものがないので、長いと思ったか短いと思ったかというよりは、言ってしまうと、すごく進行が非常にさくさくと時間どおりに多分進行されてる、裁判長の方とかが、時間運びがすごくよかったのも、何か冗長だなと思うこともなく、せかされているようなこともなくという印象があったので、こういうものだと思いながら、何時までにこれを考えてくださいと言われて。逆に言うと、幾ら考えてもどれが正しいかというのが本当にわからないのですけれども、時間をここで区切られて、そうするとそこで自分がそのときに思ったことはもう仕方ないと結論だというふうに、割り切って次に進むしかないのも、それは長いとか短いとか、それこそ翌日になっても、例えばきのうって本当はどうだったのかなと思わなくはないのですけれども、それを結局この何日間か、この任期の間は何となくずっとうちにも考えてはいるのですが、最終的にはとにかく判決を出して裁判長の方が話されたところで、今日はこれで御苦勞様と言ったときにもう、ああ終わったという安堵感と一緒に全部自分なりにうまく忘れられるというか、翌日からはいわゆる日常にふっと戻ったという感覚はあるので、長かったとか短かったとかという印象がそんなにはなかったと思います。多分、進行されていた方のもっていき方がすごく良かったんだろうと思います。

【小川裁判官】 ありがとうございます。ちょうど、特に冗長にも感じずに不十分というふうにも思われなかったという。

ほかの方で、何かもっと議論がしたかったとか、そういうふう感じられた方と

かいらっしゃいますか。あるいは、こんな何で長くやったんだとかそういうふうに思われた方がいらっしゃるかどうかというところなのですけれども。特にそういうのがなければそれはそれで全然構わないので。そういう感想があれば。

【司会者】 いかがですか。評議の時間として、少し長すぎた、疲れたという、あるいは逆にちょっと足りないじゃない、もっとちゃんともっと時間かけて評議しないとというふうに思われたか。事件がそれぞれ個別なので、恐らくそういう違いもあるかと思いますが、そういう感想を評議の時間の長さという点で持たれたという方、いらっしゃいますか。

【小川裁判官】 皆さん適正な時間で。

【2番】 私の場合でしたら、12月の12日から始まって、13日にもう判決しちゃってもいいような感じを受けるんですよ。次の日に来て、たった1時間ぐらいで13時から14時、何かこう、また来る、裁判員の立場だったらね。

【司会者】 1日余分に来たという感じ。

【2番】 1日捨てるような感じ。というのは、13日10時から11時の間に、じゃあ2時間とれば次の日の14日には来なくてもいいような感じを受けるんですよ。判決だけですから。

【司会者】 最終日は判決のためだけに来られた。

【2番】 そうです。

【司会者】 前の日にもう最終的な結論までは出てしまっているということなんですかね。

【2番】 ええ。

【司会者】 そこをもう少しうまくやれば、前の日のうちに判決までいったんじゃないかと。

【2番】 日数が短縮できるんじゃないかと。

【司会者】 なかなか、少し裁判官には耳の痛い話で、恐らくその判決文を作成するとか、そういうような作業も裁判官には残されていますので。

【2番】 ああ、そうですね。

【司会者】 あるいは最初の見込みの時間よりも、少し評議が順調に行ったのか
もしれませんし。

【2番】 裁判やっているときは、なぜこんなに休憩ばかりとるのかなとも感
じ。長く。

【司会者】 審理の間ですね。

【2番】 審理の間。

【司会者】 休憩多くとりすぎじゃないかというような。

【2番】 普通の会社だと考えられない。

【司会者】 こんなに休憩とっていたら普通の会社だったら、ということですね。

【2番】 20分ぐらいやって休憩とかね。

【司会者】 なるほど。非常に参考になります。

いかがですか、時間の使い方という点で最後にちょっと話題に出ましたけれども。

【8番】 済みません。

【司会者】 どうぞ。

【8番】 私は、先ほどおっしゃったように、ちょっと審理をして評議、審理を
して評議ってありましたけれども、結構そうしたほうが、とてもうまく何か助かっ
たというか、やはり審理は私たち素人にとっては、とても検察官とか弁護人の方の
お話、いろいろな法廷でのお話がありますから、とてもそれを重く受けとめて、一
言一言重く受けとめてますから、評議に何回も行くということは、とても何かよか
ったと、私にとってはよかったと思います。

【司会者】 評議とおっしゃいましたが、休憩ですね。

【8番】 休憩、休憩をとって評議に移るとい、審理をして少し休憩をとると
いう、その場はすごくよかったと思います。いろいろ考える時間もありましたし、
よかったと思います。

【司会者】 なるほど。この辺は多分事件の種類とか、それぞれの方、人によっ

て受けとめ方が多分違うのかもしれませんがね。わかりました。ありがとうございます。
います。

済みません、ちょっと進行がうまくいきませんで、お時間のほうが予定していた
お時間のほうに来てしまっておりますので、まだまだもしかしたら聞き足りないと
ころ、言い足りないところがあるかもしれませんが、裁判の中身に関しては、
では、ここまでにさせていただきたいと思います。

最後に4番目ということですが、今回、裁判員、補充裁判員を経験されて
ということですが、今後そういった裁判員、補充裁判員、あるいは候補者として裁
判所に来られる方々に向けて、何かメッセージといたしますか、お伝えいただくこ
とがあれば、最後に一言ずつお聞かせいただければというふうに思います。

先ほどは1番さんからいきましたので、今度は8番さんから、よろしいですか。
最後に何か一言、お願いします。

【8番】 私は、とても大きな社会参加になったと思います。やはり事件、事故
を起こした人もひとりの国民ですので、その国民の目線でなぜそういうふうになっ
たのかという、その疑問を持ちながら意見を言うことはすばらしい裁判員裁判であ
るんじゃないかなと思います。ですから、ぜひ参加してほしいと思いますね。

【司会者】 ありがとうございます。

では、7番さん、どうぞ。

【7番】 私も、国民が参加する裁判員裁判、意義があるものだと思っております。
何か、終わった後にどういうことが個人としてあって、どういうことを、これ
からどうしていくべきかと、もっともっと伝えるべきだと思うのですが、ここで
例えば皆こうやって話し終わって、じゃあ次この話がどのように発展していくのだ
ろうと考えるときに、もっと個人レベルでどういったことがしたかった、どうい
うふうにするべきだったかとかと、全員の話、多分聞けていないと思うので、もっと
聞いていくべきだと思います。それを、どれぐらいの声が多かったかと、どうい
う声が多かったかということをもって、もっともっと国民の人は裁判員裁判ってまだ

まだ理解していないところがあると思いますので、もっと周知していかないといけないなと思います。

負担については、それぞれ、私も結構終わってしまったら次の日から普通に仕事に復帰できる状態だったのですが、凝縮していくよりも、ある程度雑談であったり、さっきみたいに何となくまとまってなくてもどんどん言っていくということが、円滑に回る潤滑油だと思うので、私としては、一週間これにつきっきりで重たい雰囲気の中でいくよりは、明るいイメージ持てるような時間というのはすごく大事だと思いますので、次に裁判員になられる方というのも、もっともっと自由な、気楽な形で入っていくべきだと思います。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、6番さん、お願いします。

【6番】 有意義なあれだと思います。まだ、これ1回だけじゃなく、2回3回、せめて3回ぐらいはやりたいですね。

【司会者】 そうですか。ぜひ。

【6番】 その次に、まず写真云々ありましたよね。写真が証拠品として絶対必要です、これは。動くものは必要ありません。そのものを点的にとればいいんです。それは、そのものを写しますから。そのもの、そのものをね。それをどう感じるかは、それは個人です。ということで、みんなにもこのことを教えて、また裁判員やってもらいましょう。ひとつよろしくお願いします。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、5番さん、お願いします。

【5番】 非常にいい機会であったなと思います。それから先ほどちょっと話しましたけれども、人の意見をしっかり聞いて自分の意見をまとめるということが、なかなか今の社会では少ないのかなと思いますので、今メール社会とかそういうことになって、つい、若い人は特にドタキャンをしたり、私、実はボランティアをやっているんですね。高校生年代を相手にしているときも2年ほどあったんですけど、

今は小学生年代をやっているんですけども、そのボランティアの中で、高校生というのは本当に、今日集会なんだけどどうなったと言うと、あ、今日今、用事ありますとメールで返ってくるだけなんです。私が電話しても電話出ない。それで初めてショートメールで送ってメールが返ってくるだけ、そういうコミュニケーションということが非常に落ちてきている。本来それを教えているボランティア団体にもかかわらずそういうのが落ちてきているということで、人の話を聞いて自分の意見をしっかり言うという、こういう機会というのは本当にいい機会だったなと私自身思いますし、ぜひいろいろな参画をしてもらいたいなと思いました。特に、それぞれの立場で法に関して、私自身もそうでしたけれども、十分な知識はない中ですが、それがいいか悪いかということは本当に人の意見を聞きながら自分の意見をまとめていくという非常にいい経験になったので、ぜひいろいろな人に経験してもらいたいと思います。

今、殺人事件とかいろいろなニュースで聞きますけれども、やはり人の人生を奪うというそういう重さを十分に、重い刑をしっかりと受けてもらうという機会というのですか、要は自分自身がそういうのに、被告にならないということが本来の目的なのかと、ベースにあるのはですね。私、そういうふうに感じますので、これからもっと、先ほど2番さんのところは20代30代の方いろいろ入られた、何回も言いますが我々の方はちょっと年配の方が多かったものですから、できれば若い方に参画していただいて、こういう刑をすると大変なことになるんだよと、そういう機会をぜひとっていただいて明るい社会になってくれればいいなと思っています。

そのために、若い人が参画できるように、突発的な意見なのですがけれども、実は我が家でちょっとそういう会議を持ちました。若い子どもたち、今20代なのですが、娘がいるのですが、お父さんは裁判員に出ただけであんたたちどうなのと聞いたときに、私たち忙しいわよそんなの、お父さんみたいに暇じゃないんだからそんな四日間も五日間も行ってもらえないわよと言われたんですね。そうになると、私がボランティアでやっているときに、私も10年ほど前にボランティア

である市民祭りがあるときに、こういう会議をやるので出てくださいと言われてたんですね。ところが私、会社を勤めてますから、その会議いつやるんですかと聞いたら、いや、木曜日の1時からやりますと言うんですね。会社に行っている人はそんなのできませんよと。ボランティアなんですよと。あなたたちは仕事でやられているかもしれませんが、私はボランティアなんです。ぜひ夕方の6時からやってくださいと言ったら、じゃあ課長に相談しますということで、最終的には、何とすぐそのまとめる方が優秀な方だったんでしょうね、夕方6時からにさせていただいて、ボランティアの方もそれだったら出れるわよということで、非常に出席率がよくなりまして、その祭りは非常に盛り上がりました。その翌年、二、三年は続いたらしいので、また課長が変わっちゃったらもとに戻っちゃったという話ですけども、それは別として、若い人が参画できるように、午前中とか午後とか夕方とか、土曜日、日曜日というのも開かれた法廷でもあってもいいんじゃないかな、極端な話で意見かもしれませんが、そういう時間的な配分をされれば、若い人が参画できるのかなというふうにちょっと感じました。ちょっと意見でございます、済みません。

【司会者】 ありがとうございます。どうもありがとうございました。

では、4番さん、お願いします。

【4番】 私の場合、やっぱりこの裁判員になった方が誰もいなかったの、初めは五日間のときに誰にも言ってはいけないのかなと思って、内緒にしてサークル活動とか全部休んだのですが、最後のときに皆さんに伝えてほしいということ言われたので、五日間の全部、こういう審理したりしてとても勉強になるからぜひ参加、もし来たら参加してと、皆さんには、今伝えているんですけど、ええ、そんなと、やはり皆さん全然裁判員制度が浸透してなくて、そんなとてもじゃないけど、なったらあたしは断るとか、そういう方がすごく多かったですけど、こういう五日間とか配慮してくれるし、心理的にも大丈夫だから、もし来たらぜひとも参加して、いろいろな意見しゃべったりする機会もあるから、絶対に断らないで、余

裕があるんだったら参加してあげてと、皆さんに伝えてます。

【司会者】 ありがとうございます。今後ともよろしく願ひいたします。

3番さん、お願いします。

【3番】 私も同じで、一番最初に、担当された裁判長の方とか裁判官の方に確認したところで、周りの人とかにこういうのを受けているということを書いていいのかどうかということをお聞きしたところ、例えばネット上とかでぱっと書きちゃうのはやっぱり余り好ましくないけれども、知り合いの方とかにお話しする分には、宣伝というとあれですけども、受けやすくする、その敷居を低くする的なことで、それはオーケーですというふうに言われたので、友達とかも、ちょうどちで集まってパーティーしたりするときとかは、それこそバッジいただいたのとかを見せて、みんなびっくりするんですよ。それとか、そこに至るまでに何回の抽選があるかとか、そういう具体的な話をすると非常に皆よく食いついてきますので、その辺をお話すると、おもしろがってじゃないですけども、みんなやはり次、自分が来たらちょっと積極的になってみようかなと思ってくれるところもあると思うのですが、でも、その間でみんなと話をしていると、大体やっぱり違うことってあるんですね。皆さんテレビで見たり、例えば新聞とか読んでいたりとかすると思うのですが、結局、評決的なことが1対1、裁判官の方も裁判員も1対1であるという、1票の重みが同じであるということとかが皆さんそこは誤解していて、例えば半分以上が裁判官、プロの方が半分以上持っていて、残りのところを10人ぐらいに分けるというふうなイメージだったりとか、そういった細かいこととかが、あんなにテレビとかでやってもやっぱり体験してみないと、私たちも見ていてもそんなに具体的に当事者でなければ見ていないというところもあるのですが、そういう意味ではすごく重みもあつたし、考えることにも、皆さんもおっしゃっていたみたいに、裁判長の方が一人一人にどう思いますかと、私はこう思いますというふうに全く対等の立場でお話を聞いてくださったり言ったださるとするのは、非常に、もっと高圧的なイメージを持っていたので、そうじゃないんだと、裁判員制度というのが

私たちの非日常であるものを、日常とその期間だけはちょっとこう、すり合わせ的な、何かすごくおもしろい体験であったと、日本の民主主義の中でできている法律というものが、私たちも参加して本来はつくるものであったということを非常に痛感しました。

それで、高圧的でないというふうにも先ほど申し上げましたが、すごくいろいろな場面場面で配慮されているということを非常に感じたので、できれば、よほど、よんどころない事情でない限りは、できれば参加して、そういう自分たちも民主主義の中にいるということを感じるよい機会だというふうに思うので、友人とか知人には機会があったらそういうふうには伝えていきたいなと、宣伝になるとどうなのかわからないのですが、そういう言い方になるとよくわからないのですけれども、広報的な、そういうことがもし機会があれば、その都度していきたいなというふうなくらい、かなり有意義な経験だったと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、2番さん、お願いします。

【2番】 まず、裁判所というそのイメージがちょっと何かこう、今日も1階から上に上がるときに空気が重いなという、失礼ですけど、実際に、物すごく上がってきて感じたし、最初でも、入ってきたときの何となく重い空気、そういうのはみんな思ってるんですよね。でも、実際こう裁判所でやってみて、何日かみんなと触れ合ってみて、あ、楽しいねというか、反面こういう裁判の仕組みというのを勉強できた。だから、もっと裁判所というこのイメージを明るくすれば、もっと若い人は、先ほど5番の方が言ったように、どんどん参画意識が募ってくるんじゃないかなと、私は思います。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、1番の方、お願いします。

【1番】 裁判中は、日々、いろいろな新しい情報とかたくさん伝えられる中で、

とにかく集中して聞く、考えるの繰り返しばかりだったので、本当にとっても疲れたのですけれども、その分終わった後には、安堵感とか充足感とか達成感があったので、もしこれからそういう機会に恵まれるというか、その機会を持てる方がいらしたら、事件の内容にもよるかもしれないのですけれども、ぜひ参加してみれば良いと思うよと伝えたいです。

あと、ちょっとこんなこと申し上げていいのかどうか分からないのですが、ほかの方々どうされたかわからないのですけれども、私たちのところの裁判官の方々は法衣を貸してくださったりとかして、最後のほうで写真撮影会とかになったんですね。それもとてもいい経験になって、社会科見学に来たような、最後の最後で本当にすごいリラックスして、楽しくできたなという感じで終われたので、本当にいい経験をさせていただいたと思いました。

以上です。

【司会者】 どうも皆さんありがとうございました。

ちょっと私の不手際で予定時間が大分過ぎてしまいました。

厳しい意見もあれば心強い意見も感想もいただきましたし、貴重な御提案等もいただきました。まだまだ、もしかしたら、言い足りないこと、あるいは聞き足りないことあるかもしれませんが、残念ながら時間になりましたので、今日のこの会はここまでということできさせていただきたいと思います。

また、今後とも、これ限りではなくて、今後も裁判員制度をぜひ関心を持っていただいて、注目いただいて、何か御発言いただく機会があればどんどんおっしゃっていただければなというふうに思います。

本日は、どうもありがとうございました。